第３次米子市男女共同参画推進計画

（案）

【修正分】

目　　次

計画の基本的な考え方 …… 1

１　計画策定の趣旨 …… 1
２　計画の位置づけ …… 2
３　計画の期間 …… 2
４　計画の基本理念 …… 2
５　計画の目標 …… 3
６　計画の基本テーマ …… 3
７　計画の推進 …… 4

計画の体系 …… 6

計画の内容 …… 7

基本テーマⅠ　男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

重点目標１　様々な分野での男女共同参画の意識啓発 …… 7
基本施策１　一般市民啓発 …… 9
基本施策２　行政職員の人材育成 …… 10
基本施策３　国際交流の推進 …… 10
重点目標２　子どもたちに対する教育現場等での取組 …… 11
基本施策４　保育所・幼稚園等、小・中学校での取組 …… 12
基本施策５　青少年教育の充実 …… 13
基本施策６　教職員、ＰＴＡ等に対する研修の充実 …… 13
重点目標３　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 …… 14
基本施策７　審議会等での参画の推進 …… 15
基本施策８　女性の人材育成 …… 15

基本テーマⅡ　誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標１　支援を必要としている人に対する環境整備 …… 16
基本施策９　高齢者への支援 …… 18
基本施策１０　障がい者への支援 …… 18

基本施策１１　外国人居住者への支援 …… 19
基本施策１２　ひとり親家庭への支援 …… 19
重点目標２　男女間のあらゆる暴力の根絶 …… 21
基本施策１３　ＤＶ被害者への支援及び防止啓発 …… 23
基本施策１４　職場等におけるハラスメント対策 …… 24
重点目標３　生涯にわたる男女の健康支援 …… 25
基本施策１５　健康の保持増進に関する支援 …… 26
基本施策１６　妊娠・出産に関わる健康支援 …… 26
基本施策１７　学校教育における健康学習 …… 27

基本テーマⅢ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標１　家庭における男女共同参画の推進 …… 28
基本施策１８　家事・育児への男性の参画推進 …… 30
基本施策１９　子育て支援、保育サービスの充実 …… 30
重点目標２　職場における男女共同参画の推進 …… 32
基本施策２０　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 … 34
基本施策２１　男性の育児休業取得促進 …… 34
基本施策２２　女性の経営参画推進及び起業・再就職支援 …… 35
重点目標３　地域における男女共同参画の推進 …… 36
基本施策２３　地域活動・まちづくり等における参画 …… 37
基本施策２４　防災・復興分野における参画 …… 38

第３次米子市男女共同参画推進計画に係る参考指標一覧 …… 39

関係法令

〇男女共同参画社会基本法
〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
〇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
〇米子市男女共同参画推進条例

計画の基本的な考え方

１ 計画策定の趣旨

米子市では、男女共同参画社会※の実現を目指して、平成１５（２００３）年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定、５年後の平成２０（２００８）年にその一部を改正し、様々な取組を進めてきました。そして、平成２２（２０１０）年に「米子市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、平成２５（２０１３）年には、「第２次米子市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策の推進を図ってきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や男女の不平等感は、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場面において、依然として根強く残っています。また少子高齢化、家族形態や地域社会の多様化など社会情勢も変化しています。さらに、様々な形態の人権侵害も存在しているなど、すべての人の人権が尊重され、誰もがその個性と能力を発揮して自分らしく生きることができる社会の実現には、いまだに解決すべき多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえて、これまでの取組を検証し、社会情勢の変化にも対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けて一層の推進を図るために、「第３次米子市男女共同参画推進計画」を策定しました。男女共同参画社会が実現すれば、それぞれの個人がかけがえのない人間として尊重され、この社会の中で生きる喜びを持つことができるという考えは、「米子市男女共同参画推進計画」および「第２次米子市男女共同参画推進計画」から一貫して変わりありません。この「第３次米子市男女共同参画推進計画」では、そうした理想にさらに一歩、二歩近づくために、具体的な取組を再考し示すものです。

※男女共同参画社会： 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

---

２ 計画の位置づけ

〇この計画は、「米子市男女共同参画推進条例」第１０条第１項に規定された計画であり、条例に定められた基本理念にのっとり、市民や事業者等と連携しながら、本市の男女共同参画施策を総合的、体系的に推進するための指針とするものであり、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

〇この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」第２条の３第３項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含するものです。

〇この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に規定される「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含するものです。

３ 計画の期間

この計画の期間は、平成３０年度（２０１８年度）から平成３４年度（２０２２年度）までの５年間とします。

４ 計画の基本理念

米子市では、「米子市男女共同参画推進条例」において、６つの基本理念を掲げています。この条例の基本理念は男女共同参画社会※の実現に向けた基本的な考え方や方向性を示していることから、その内容を本計画の基本理念とします。

（１）一人ひとりの人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと

（２）誰もが、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと

（３）誰もが、性別にかかわりなく多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること

（４）社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること

（５）誰もが、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

（６）誰もが、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること

※男女共同参画社会： １ページ参照

５ 計画の目標

誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮して、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる男女共同参画社会※の実現を目指して、この計画の目標を次のとおりとします。

一人ひとりが自分らしく 個性と能力を発揮できるまち

６ 計画の基本テーマ

計画の基本理念に基づき、米子市の男女共同参画施策を体系的に推進するため、全体計画を基本となる３つのテーマごとにまとめています。

【基本テーマⅠ】男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

男女共同参画について正しく理解し、家庭や職場、地域などにおいて性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、誰もが性別に関わりなく個性や能力を発揮することができる環境づくりを推進します。

重点目標１　様々な分野での男女共同参画の意識啓発
重点目標２　子どもたちに対する教育現場等での取組
重点目標３　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【基本テーマⅡ】誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

様々な立場の人権に配慮して、誰もが安全・安心に暮らせるよう、あらゆる形態の暴力を根絶し、また様々な困難を抱えている人々への支援や誰もが生涯健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進します。

重点目標１　支援を必要としている人に対する環境整備
重点目標２　男女間のあらゆる暴力の根絶
重点目標３　生涯にわたる男女の健康支援

※男女共同参画社会： １ページ参照

【基本テーマⅢ】あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が互いに助け合いながら、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスを図りつつ、家庭や職場、地域などあらゆる場面に参画し、能力を発揮して活躍できる環境づくりを推進します。

重点目標１　家庭における男女共同参画の推進
重点目標２　職場における男女共同参画の推進
重点目標３　地域における男女共同参画の推進

※基本テーマⅠの重点目標3および基本テーマⅢの重点目標1、2を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけます。
※基本テーマⅡの重点目標2を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

7 計画の推進

（1）推進体制の整備

〇米子市男女共同参画推進審議会

米子市男女共同参画推進計画の策定、男女共同参画に関する施策の推進およびその他の重要事項を調査審議するため、米子市男女共同参画推進条例第１９条の規定に基づき設置された附属機関です。

〇庁内推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための総合調整機関として、米子市人権施策推進会議を設置しています。これは、市長以下部長級以上の職員で構成する、米子市の人権施策の最高意思決定機関であり、毎年度の男女共同参画推進計画の実施状況の審議を行います。

（2）市民・事業者等との協働と連携

本計画を総合的・効果的に推進するため、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協働するとともに、男女共同参画社会※の実現に向けて、相互に連携を図ります。

※男女共同参画社会： 1ページ参照

【市の役割】

・男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的に実施します。

・市民や事業者等、国、県などとの協働・連携に努めます。

【市民の役割】

・男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、地域などで自主的に男女共同参画の推進に努めます。

・市が実施する施策に協力するよう努めます。

【事業者等の役割】

・事業活動等において、男女共同参画について理解を深め、就業環境の整備等に努めます。

・市が実施する施策に協力するよう努めます。

市　民　と　は … 市内に居住している人だけでなく、市内にある事業所や学校に通勤、通学している人を含みます。

事 業 者 等 と は … 民間企業、自営業者、公的機関、各種団体、ボランティア団体、事業活動を行うあらゆる個人・法人、自治会、PTA等が含まれます。

（3）国・県等関係機関との連携

本計画の効果的な推進を図るため、国や県および他の自治体、関係機関との連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

（4）計画の進行管理

毎年度ごとに本計画の実施状況の進行管理と施策の評価を行います。そして、その結果を米子市男女共同参画推進審議会および米子市人権施策推進会議に報告して審議を受け、公表します。

計画の体系

計画の目　標

一人ひとりが自分らしく　個性と能力を発揮できるまち

基本テーマ	重点目標	基本施策
Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	1 様々な分野での男女共同参画の意識啓発	1　一般市民啓発
		2　行政職員の人材育成
		3　国際交流の推進
	2 子どもたちに対する教育現場等での取組	4　保育所・幼稚園等、小・中学校での取組
		5　青少年教育の充実
		6　教職員、PTA等に対する研修の充実
	3 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	7　審議会等での参画の推進
		8　女性の人材育成
Ⅱ　誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	1 支援を必要としている人に対する環境整備	9　高齢者への支援
		10 障がい者への支援
		11 外国人居住者への支援
		12 ひとり親家庭への支援
	2 男女間のあらゆる暴力の根絶	13 DV被害者への支援及び防止啓発
		14 職場等におけるハラスメント対策
	3 生涯にわたる男女の健康支援	15 健康の保持増進に関する支援
		16 妊娠・出産に関わる健康支援
		17 学校教育における健康学習
Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 家庭における男女共同参画の推進	18 家事・育児への男性の参画推進
		19 子育て支援、保育サービスの充実
	2 職場における男女共同参画の推進	20 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
		21 男性の育児休業取得促進
		22 女性の経営参画推進及び起業・再就職支援
	3 地域における男女共同参画の推進	23 地域活動・まちづくり等における参画
		24 防災・復興分野における参画

※「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画に該当する施策は、基本施策7,8および18～22となります。
「ＤＶ防止法」に基づく市町村基本計画に該当する施策は、基本施策13,14となります。

計画の内容

基本テーマⅠ　男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

重点目標１　様々な分野での男女共同参画の意識啓発

〔現状と課題〕

男女共同参画社会※を実現する上で大きな障害になっているのが、人それぞれの個性や多様性を否定するような考え方です。特に、「男だから、女だから」と性別に基づいて役割を固定したり行動や選択を制限するといった、性別による固定的な役割分担意識はいまだに根強く残っています。

平成２８年度に実施した「米子市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、男女平等についての意識において、「家庭生活」「職場」「社会的慣習・しきたり」「地域社会」「政治の場」といった領域で「男性優遇」という回答が多くなっています。

これらの結果を見ると、様々な場面で依然として男女平等が進んでいないのが現状で、こうした状況を解消するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、性別に関わりなく個性や能力を発揮することができるように、わかりやすい意識啓発を行っていくことが重要です。

また、施策を推進するにあたっては、性的マイノリティ※の人々の人権尊重の観点から、性の多様性についての理解と認識が得られるように取り組んでいく必要もあります。

一方で、男女共同参画社会の実現に向けては、市民の生活、福祉、権利等を保障する業務を担う行政職員の意識改革も必要で、職員一人ひとりが男女共同参画推進条例に定める市の責務を十分に理解し、人権尊重と男女共同参画の視点に立って業務を遂行していく必要があります。

さらに、男女共同参画社会の実現にとって国際社会を視野に入れた取組も重要です。異なる文化や価値観を持つ者同士が互いに相手を尊重しあい共生を実現していこうとする国際社会は、男女共同参画社会が目指すものと共通しており、国際交流を推進していくことの意義はこの点にあります。国際交流を通して、男女が対等に協力しあうことの大切さがさらに広く理解されるように施策を推進していくことが必要とされます。

※男女共同参画社会： １ページ参照

※性的マイノリティ： 性的少数者ともいう。代表的なものとしては、同性愛者、両性愛者、体の性と心の性が一致していない状態にある者などがあげられる。

●男女平等についての意識

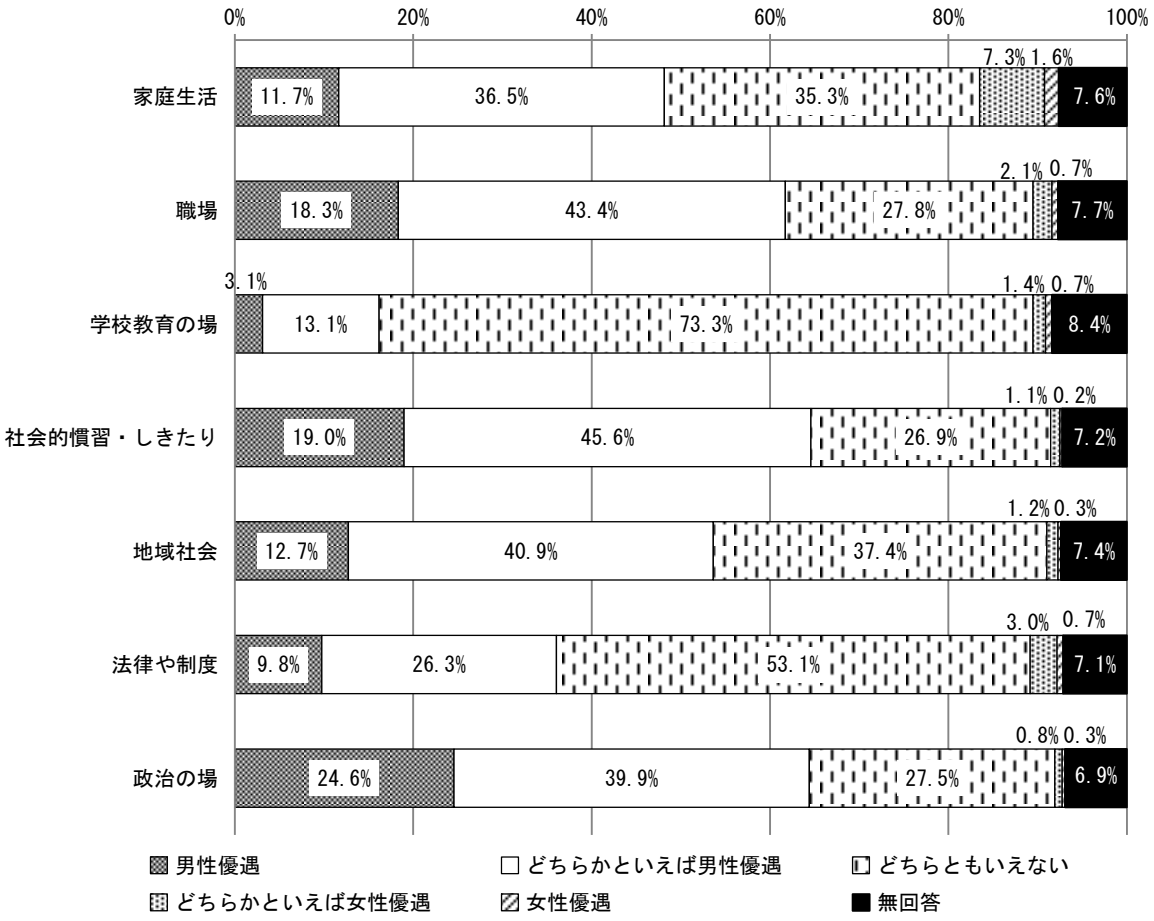

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策１　一般市民啓発

市民一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、性別による固定的な役割分担意識の解消や誰もが個性や能力を十分発揮できる社会づくりなどの必要性を正しく理解して認識を深めるよう、様々な機会を通じてわかりやすい啓発や広報、学習機会の提供を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
米子市男女共同参画センター（かぷりあ）を男女共同参画推進のための拠点として、各種講座・イベントの開催や幅広い情報と学習機会の提供を行います。	男女共同参画推進課
男女共同参画に関する標語などを募集し、広報よなご等に掲載します。	男女共同参画推進課
関係機関が主催する各種講演会、研修会等への参加、協力、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課
人権学習講座、隣保館講座などで、男女共同参画に関する講座等を行います。	人権政策課
自治会単位で開催される人権教育地域懇談会において様々な人権問題を扱う中で、男女共同参画について学習する機会を設けます。	人権政策課
米子市人権施策推進プランに基づき、性的マイノリティ※について正しい理解と認識が得られるよう啓発を推進します。	人権政策課
広報よなごに様々な人権分野に関しての特集記事を掲載する中で、男女共同参画に関する記事も掲載します。	人権政策課
米子人生大学等の生涯学習講座や公民館での社会教育講座（公民館大学等）において、男女共同参画の視点を盛り込んだ講座を開催します。	生涯学習課

※性的マイノリティ： 7ページ参照

基本施策２　行政職員の人材育成

職員一人ひとりが人権意識や男女共同参画の視点を持ち、固定観念にとらわれることなく、多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応して業務を遂行していくことができるよう、各種研修等を通して人材育成に努めます。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
米子市職員人材育成基本方針に基づき、高い人権意識と男女共同参画の意識を持ち、市民の立場に立って仕事ができる職員の人材育成に努めます。	職員課
米子市職員人権問題研修基本方針、基本計画に基づいた計画的、体系的な分野別職員研修を行い、男女共同参画についても研修します。	職員課
人権行政推進者養成講座を行い、男女共同参画をはじめ様々な人権問題の解決と人権の視点に基づく職務の遂行に向け、米子市行政全体において推進的な立場となる職員を養成します。	職員課
人権教育地域懇談会助言者養成講座を開催し、助言者を養成します。	人権政策課

基本施策３　国際交流の推進

異なる文化や価値観を理解し尊重する視点を持つとともに、国際感覚を育む学習機会の提供に努めます。また、子どもたちに対しても学校教育の場を通じて国際交流への意識の醸成を図り、こうした国際交流を通して、男女共同参画社会の意義についての理解がさらに広まるよう努めます。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
子どもたちは学校の授業において、外国の生活・文化などに親しむ機会を持ちます。	学校教育課
小・中学生や一般市民が外国の文化、生活などに触れる機会として、小・中学校や公民館等で国際理解講座を開催します。	市民自治推進課 生涯学習課
市民向けに外国語講座を開催します。	市民自治推進課
友好都市、姉妹都市との交流事業を推進します。	市民自治推進課
国際交流に関する講座・イベントを開催したり、他団体等主催の国際交流イベントの紹介、情報提供等を行います。	市民自治推進課

基本テーマⅠ　男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

重点目標２　子どもたちに対する教育現場等での取組

〔現状と課題〕

男女共同参画の視点に立った子どもたちに対する教育は、男女共同参画社会※の形成を促進していく上で特に重要です。男女共同参画社会とは、誰もがお互いの人権や個性を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会ですが、男女平等についての意識や価値観は幼少期からの家庭や学校、地域における生活環境などに大きく影響されるため、幼児教育や学校教育における取組に力を入れることが求められます。

「意識調査」の結果によると、学校教育の場においては「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく「どちらともいえない」と感じている人の割合が７割を超えており、これは家庭生活や職場、地域社会などと比較すると高い割合となっています。また、男女のあり方についての考え方においては、「性別にこだわらず多様な生き方が認められるべきだ」と感じている人の割合もおよそ７割となっています。しかし一方では、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」と感じている人の割合も比較的高くなっています。

教職員や保育士、ＰＴＡや保護者など教育に関わる者が、無意識のうちに性別に関わる役割分担意識を植え付けてしまわないように、効果的で継続的な啓発や研修の実施が必要となります。

将来を担う子どもたちが、人権や男女共同参画に対する意識を育てられる教育に触れることができるように、また、自らを大切にするとともに、同じように他者のことも大切に思えるような、社会の中で生きていく力を育んでいくことができるように、学校や家庭、地域社会が連携して取組を推進する必要があります。

※男女共同参画社会： １ページ参照

●性別にこだわらず多様な生き方が認められるべきだ

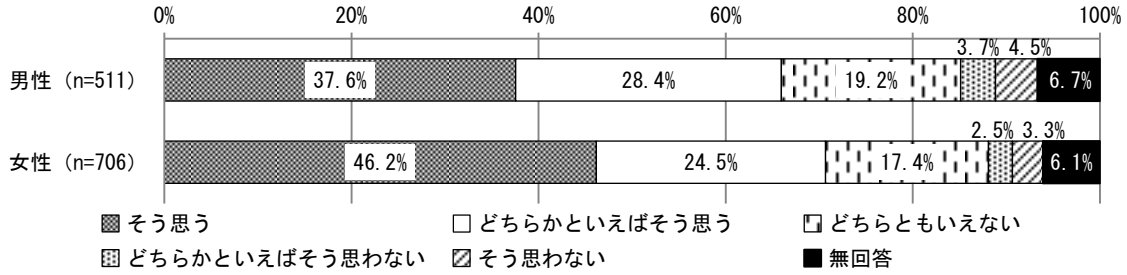

●男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい

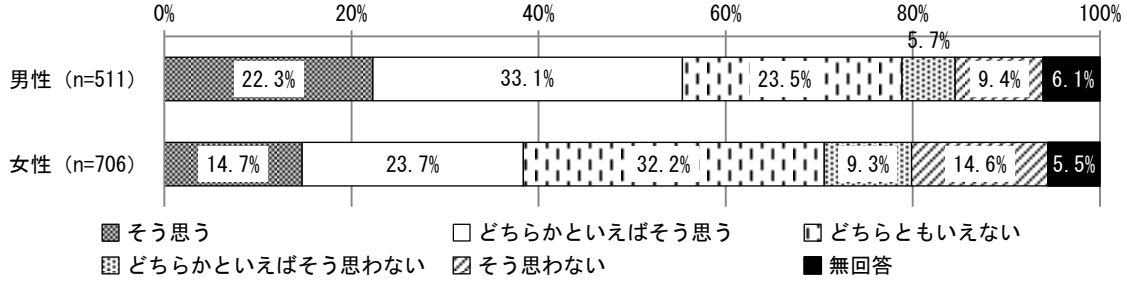

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策４　保育所・幼稚園等、小・中学校での取組

子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から平等意識や男女共同参画の理解を促進するとともに、様々な学習の中で、家庭や家事、社会生活について考える機会を提供します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
米子市人権教育推進プランに基づく男女共生に関する教育を行います。	学校教育課
保育所・幼稚園等で男女の序列のない男女平等意識を育てる保育や教育を推進します。	こども未来課
生活科、家庭科、学級活動、道徳の時間等で、家庭での仕事などについて話し合います。	学校教育課
中学生は、職場体験学習において様々な仕事を体験し、自分の将来の仕事について考える機会を持ちます。その中で、保育所・幼稚園等での保育実習において乳幼児と触れ合う体験をします。	学校教育課

基本施策５　青少年教育の充実

将来の男女共同参画社会の担い手となる青少年が、自らの人生を主体的に創造し、また、お互いの多様な生き方を尊重しつつ個性と能力を発揮して活躍していけるように、市と学校、家庭、地域がそれぞれ連携し、社会全体で青少年を育成する体制を推進します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
青少年の健全育成のために、関係機関と連携しながら、少年育成センターや青少年育成米子市民会議の活動の充実を図ります。	生涯学習課
子ども同士の交流、子どもと地域の人々との交流を深める子ども会の活動や、世代間の交流等を支援します。	生涯学習課
新成人を中心とした実行委員会を組織し、男女が共に自分たちで成人式の運営を行います。また、政治参加意識を高めるため、成人式参加者に選挙に関するリーフレットを配布します。	生涯学習課
「社会を明るくする運動」で少年育成野球大会を開催します。	人権政策課

基本施策６　教職員、ＰＴＡ等に対する研修の充実

教職員等は、様々な人権課題や男女共同参画に関する研修等を受講し、指導者としての資質向上を図ります。また、学校と家庭、地域社会を結ぶＰＴＡは主体的に人権や男女共同参画の視点での学習機会の提供を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
学校教職員は、様々な人権課題の中で、男女共同参画に関する研修も受講し、指導者としての意識を高めます。	学校教育課
保育所・幼稚園等の職員・教員やＰＴＡは、人権保育研修、男女共同参画に関する研修等を受講します。	こども未来課 人権政策課
小・中学校、地域、ＰＴＡ等が連携して、合同人権教育研修会や人権講演会を開催します。	人権政策課
人権教育参観日を開催し、子どもと保護者が共に人権に関する学習をします。	学校教育課
小・中学校において、保護者等を対象としたＰＴＡ子育て講座を行います。	生涯学習課

基本テーマⅠ　男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

重点目標３　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

現代では、少子高齢化の進行や経済情勢の変化により、地域社会における課題は複雑で多様化していますが、それらの課題に対応し、社会のあらゆる分野が将来的に発展していくためには、政策や方針決定の過程において、男女が社会の対等な構成員として、共同して参画していくことが求められます。

しかしながら、「意識調査」によると、職場の現状としては「管理職は男性が多い」と感じている割合が 57.2%、また地域の現状としては「地域活動ではリーダーは男性で、女性は補助的な役割になる」と感じている割合が 56.3%となっており、依然として男性中心の固定的な役割分担意識が根強く残り、女性が補助的な地位にとどまっているという傾向が見られます。

こうした現状を改善し、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するためには、女性がその能力を十分発揮できて参画しやすい環境を整備していくとともに、女性の自主的な意欲を引き出し、自らの意思で政策や方針の決定領域に参画することへの意識を高めていくことが必要です。

●米子市における市議会議員、地区自治会長、ＰＴＡ会長、老人クラブ会長の女性の割合

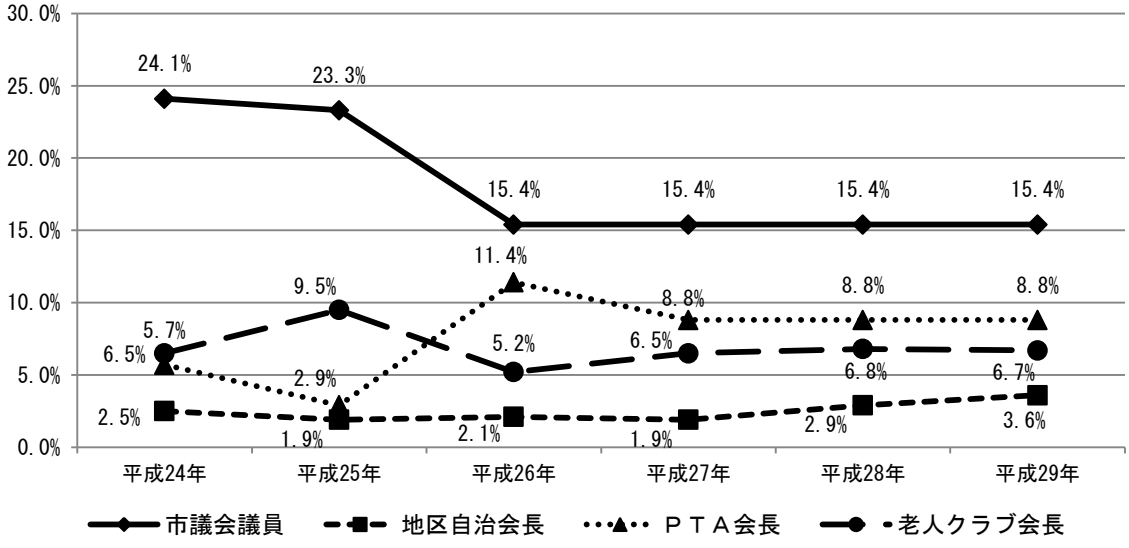

〔米子市男女共同参画推進課調査〕

基本施策７　審議会等での参画の推進

多様な視点での幅広い意見を取り入れて審議会や委員会等をさらに活性化するために、女性の委員を積極的に登用して、男女それぞれの様々な意思が反映できるような審議会等の構成を推進します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
審議会や委員会等附属機関の委員の任命、委嘱に当たっては女性の登用を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画の拡大に努めます。	男女共同参画推進課 職員課
各分野で活躍している女性を米子市女性人材バンクに登録し、審議会等委員の人選に際し推薦することで、女性がその能力を発揮することができる機会を提供します。	男女共同参画推進課

基本施策８　女性の人材育成

女性自身がそれぞれの持っている個性や能力を発揮して、自らの意思で、積極的に意思決定の領域に参画していくことができるような環境を整えるとともに、学習機会の提供を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
女性団体が取り組む、男女共同参画推進のための研修会、女性大会、女性の人材育成などの様々な活動を支援します。	男女共同参画推進課 生涯学習課
女性リーダー研修、女性の能力開発やスキルアップを図る講座等を開催します。また、関係機関等が主催するセミナーやリーダー研修等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
地域、政治、行政、教育等、様々な分野において、女性が意思決定の場に参画していくよう、広く啓発を行います。	男女共同参画推進課

基本テーマⅡ　誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標１　支援を必要としている人に対する環境整備

〔現状と課題〕

単身世帯やひとり親世帯の増加、少子高齢化など社会や経済状態の急激な変化などにより、生活上の困難を抱え支援を必要としている人が増えています。こうした人たちに対しては多面的な支援を必要とされる場合も多くあります。

男女共同参画社会※の実現のためには、様々な支援を必要としている状況に置かれている人々の人権が尊重され、一人ひとりが住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていける環境整備を進めていくことが必要です。

「意識調査」の結果によると、米子市が今後力を注ぐべきことは何かという問いに対して、「高齢者の介護支援に関する施策を充実させる」と回答した人の割合が男性、女性とも高くなっています。また、「ひとり親家庭に対する支援を充実させる」と回答した人の割合も比較的高くなっており、高齢者やひとり親に対する社会的支援をさらに充実させることが求められています。

一方、障がいのある人や外国人の中には生活に不便を感じていたり、差別や偏見などに悩んでいるなど、複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が地域でより快適で安心・安全に暮らしていくために、様々な困難や不安を抱えている人が自立して充実した生活を送ることができるよう、行政と関係機関、地域団体などが連携して、それぞれの状況に応じた支援体制を整備していくことが必要とされます。

※男女共同参画社会： １ページ参照

●米子市が今後力を注ぐべきこと

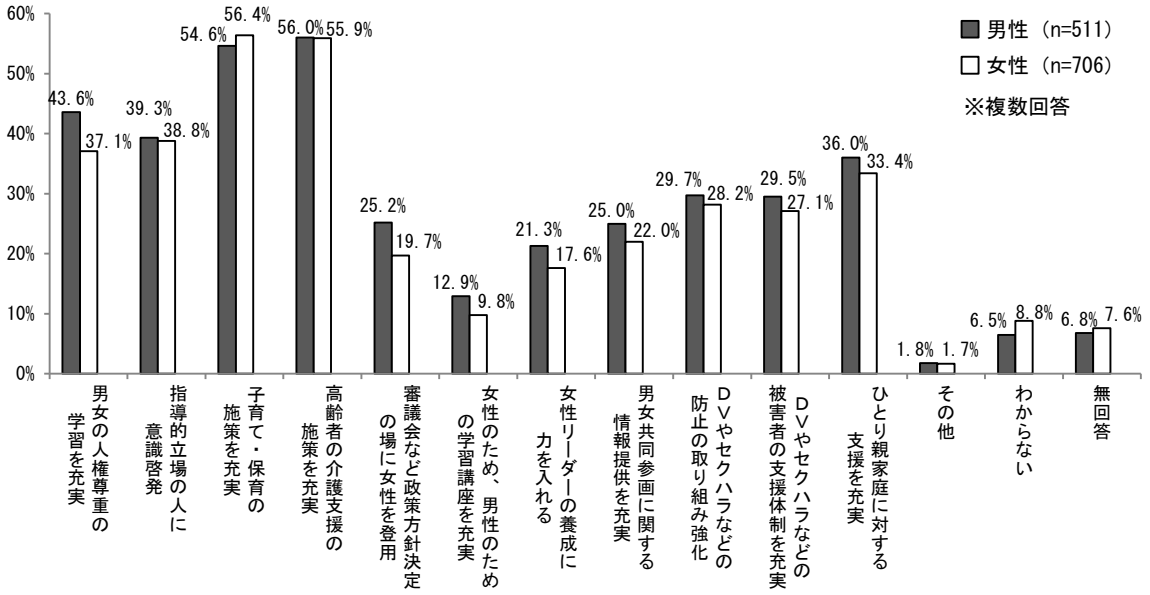

●介護が必要になった場合に誰に介護してもらいたいか

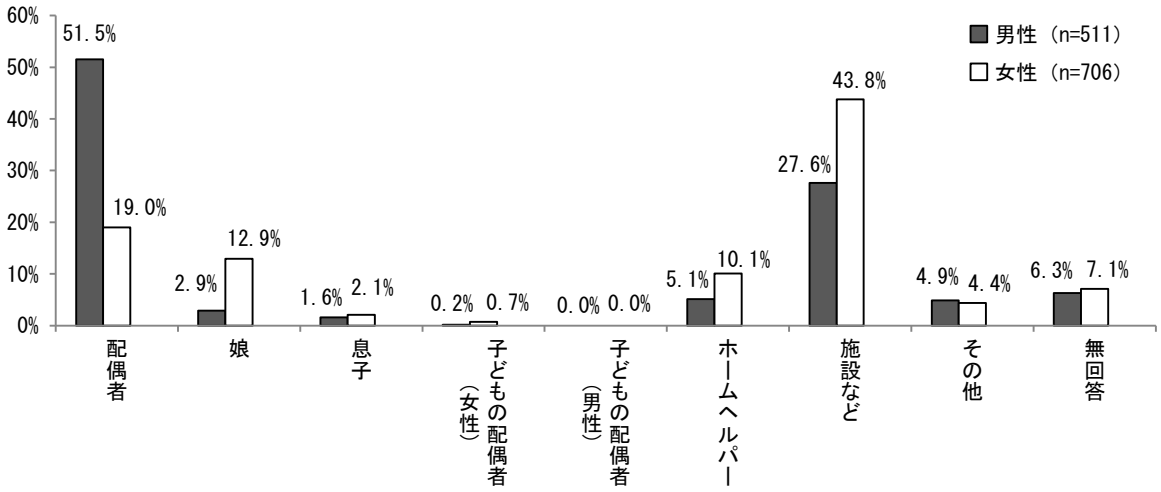

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策９　高齢者への支援

高齢者が地域とのつながりを保ちながら、住み慣れた地域で安心して元気に暮らしていけるように、地区の民生委員や地域包括支援センターなどと連携して、高齢者の生活を支える環境整備を行い、その生活を支援します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
男性も介護に積極的に参加し、家族皆で介護について考えるよう、意識啓発を行います。また、高齢者、介護問題、認知症などに関する研修会や講座、家族介護教室等の開催や情報提供等を行います。	長寿社会課 男女共同参画推進課
要介護状態に陥らないために各種介護予防サービスを行います。	長寿社会課
老人憩いの家や老人福祉センター等で各種趣味の講座を開催し、教養やレクリエーションを通じて高齢者の心身の健康増進を図ります。	長寿社会課
認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進を図ります。	長寿社会課
高齢者実態調査を行い、独居高齢者や高齢者のみの世帯の生活状況や身体状況の把握に努めます。	長寿社会課
高齢者の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」や老人クラブの活動について支援します。	長寿社会課

基本施策１０　障がい者への支援

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある人が地域社会の一員として自立して生活できるように、各種福祉サービスの提供や支援を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者福祉サービスの提供および相談支援体制の充実を図ります。	障がい者支援課
障がい者支援施設への援助を行います。また、施設に入所している障がい者が地域生活への移行に向けて、生活訓練、就労訓練等を受ける活動を支援します。	障がい者支援課
障がい者が生活しやすい環境整備を促進するため研修会等を開催します。	障がい者支援課 人権政策課 男女共同参画推進課
障がい者同士、また一般の人との交流を図る催し等を開催します。	障がい者支援課

障がい者の社会参加を図り、就労の機会を提供し、「福祉の店」などの活動を支援します。	障がい者支援課
各種障がい者スポーツ大会への支援を行います。	障がい者支援課
障がい者世帯に市営住宅を優先的に提供します。	建築住宅課

基本施策１１　外国人居住者への支援

在住外国人に対して、必要な情報の提供や相談体制を整備することにより、生活上の不安を解消し、安心して暮らしていけるよう支援します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
市役所窓口や小学校等で、国際交流員等が通訳支援などを行います。	市民自治推進課
外国人の生活一般相談や日本語教室等を行っている（公財）鳥取県国際交流財団の紹介、情報提供等を行います。	市民自治推進課 人権政策課
隣保館等で識字・日本語教室や生活相談を行います。	人権政策課
人権教育推進員等支援員を学校に派遣し外国人生徒への学習支援を行います。	学校教育課
言葉や生活に不安のある外国人が安心して在住できるよう、防災面での支援を行います。	防災安全課
母子健康手帳の外国語版を発行します。	健康対策課
外国人無年金者に対して高齢者特別給付金を支給します。	長寿社会課

基本施策１２　ひとり親家庭への支援

生活上困窮な状況に陥りやすいひとり親家庭が自立して安心して暮らせるように、生活支援、就業支援など状況に応じた支援体制の充実を図ります。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
母子生活支援施設を提供し、生活の自立に向けて支援します。	健康対策課
母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家族の相談に応じます。	福祉政策課
ひとり親家庭の生活安定のため福祉資金の貸付を行います。	福祉政策課
ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するための訓練期間、経済的な	福祉政策課

負担軽減を図るため給付金を支給します。	
一時的に子育てや生活支援が必要なひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、家事・保育・介護等の支援を行います。	福祉政策課
ひとり親世帯に市営住宅を優先的に提供します。	建築住宅課

基本テーマⅡ　誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標２　男女間のあらゆる暴力の根絶

〔現状と課題〕

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）※、性犯罪、売買春、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント※等、あらゆる暴力は人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会※を形成していく上で克服すべき重要な課題です。その中でもＤＶに関しては、「ＤＶ防止法」が制定されるなど根絶すべき最重要課題のひとつとされています。

「意識調査」の結果によると、「ＤＶの被害者としての経験がある」と答えた人の割合は男性が 2.9%、女性が 10.5%で、「セクシャル・ハラスメント（セクハラ）※の被害者としての経験がある」と答えた人の割合は男性が 1.2%、女性が 11.3%となっており、被害者の多くは女性が占めている状況にあります。また、実際に被害にあったり身近なところで被害に直面したりした人が、それを相談したりするケースは増加しつつありますが、依然としておよそ３人に１人は誰にも相談していない現状もあります。

あらゆる暴力は被害者本人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、絶対に許されないということを市民一人ひとりに認識してもらうとともに、関係機関との連携による支援体制の整備やより相談しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

●ＤＶ、セクハラの経験・認知

		被害者としての経験がある	加害者としての経験がある	身近に被害を受けた人がいる	被害者から相談されたことがある	経験・見聞きはないが、内容は知っている	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉自体知らない、聞いたことがない	無回答
ＤＶ	男性	2.9%	1.8%	6.3%	4.5%	73.6%	8.6%	1.6%	5.7%
	女性	10.5%	0.6%	8.6%	5.7%	65.3%	5.8%	1.3%	7.2%
セクハラ	男性	1.2%	1.4%	5.1%	3.1%	80.2%	6.5%	1.2%	4.9%
	女性	11.3%	0.3%	4.8%	1.8%	70.8%	6.7%	0.8%	6.1%

男性（n=511）　女性（n=706）　※複数回答

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

※ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的暴力、心理的暴力、性的暴力等、様々な形態の暴力のこと。

※ハラスメント：特定、不特定多数を問わず相手に対し、行為者の意図に関わらず不快にさせることや、実質的な損害を与えるなど強く嫌がられる、道徳のない行為の一般的総称。

※男女共同参画社会：１ページ参照

※セクシャル・ハラスメント（セクハラ）：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

●ＤＶに対する相談先

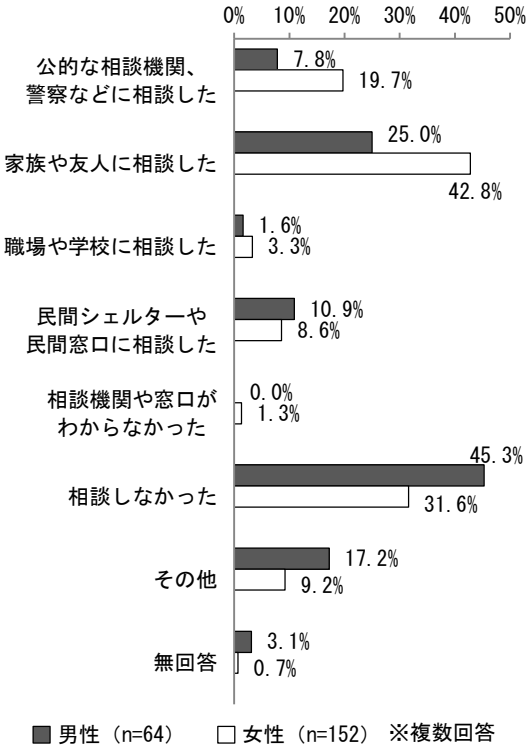

●セクハラに対する対応

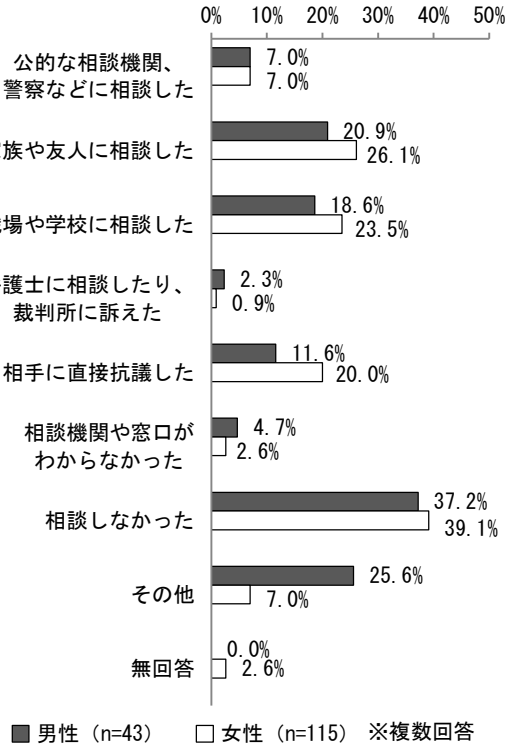

●ＤＶ、セクハラに対する考え方

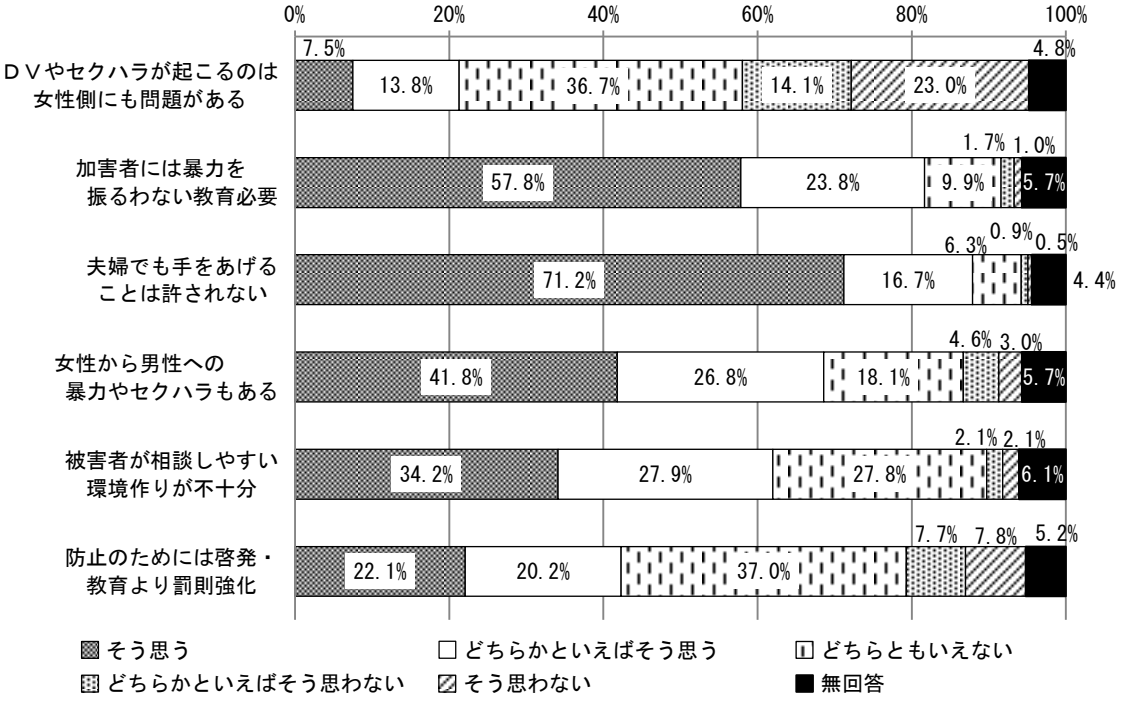

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策１３　ＤＶ被害者への支援及び防止啓発

様々な機会を通じて、ＤＶの予防と根絶に向けた啓発活動を推進します。そして、相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携して被害者に対する支援を行います。また、将来の被害者・加害者をつくらないために、若い世代に対してもあらゆる暴力に対する予防啓発を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
市の相談窓口に専門の婦人相談員を配置し、県などの関係機関や庁内関係課と連携して、被害者支援に努めます。	市民相談課
被害者家庭に対して住宅支援、健康保険に関する支援、子どもの就学支援を行います。	建築住宅課 保険年金課 学校教育課 健康対策課
ＤＶに関する講座等の開催や広報よなごへの記事掲載など、男女の人権尊重に関する意識啓発を行います。また、県と連携して若い世代に対する予防教育・啓発に努めます。	市民相談課 男女共同参画推進課 人権政策課
県などの関係機関が開催する各種研修会等へ参加し、情報交換等を行います。	市民相談課 男女共同参画推進課 人権政策課 健康対策課
ＤＶ加害者に対しては、相談窓口の周知を図るとともに、暴力防止につながる対応を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課

基本施策１４　職場等におけるハラスメント対策

職場等において誰もが安心して働くことができるように、セクハラをはじめ、パワー・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※等の防止に向けた各種啓発や情報提供を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
職場等におけるハラスメント※の防止を広く啓発し、一般や市職員に研修会等を開催します。	職員課 男女共同参画推進課
鳥取労働局・鳥取県労働委員会などの相談窓口や相談会開催日などについてチラシ・パンフレット等で情報提供等を行います。	商工課 男女共同参画推進課
関係機関の主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	職員課 男女共同参画推進課

※パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為。

※マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育児休暇取得などを理由に、職場で嫌がらせを受けたり、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを受けること。

※ハラスメント：21ページ参照

基本テーマⅡ　誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標３　生涯にわたる男女の健康支援

〔現状と課題〕

すべての人が、その個性と能力を発揮して、いきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、男女がお互いの身体的性差を十分理解し合い、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが必要です。

特に女性は妊娠や出産の可能性があるほか、思春期や更年期、高齢期など人生のライフステージにおいて、男性とは異なる健康問題に直面することがあります。一方、男性にとってもメンタルヘルスの問題においては、鳥取県で男性の自殺者数が女性のそれよりもおよそ２～３倍で推移しているということで、男性優位といわれていても、男性が必ずしも生きやすい社会といえる現状ではありません。また、偏った食生活や運動不足などが要因と考えられる生活習慣病も増加しています。

生涯を通じて、心身ともに健康に過ごすためには、日頃からの健康維持、増進、管理が大切であり、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実、そして健康の保持・増進に向けた取組を推進することが求められます。また、健康の大切さや病気の予防などについて、子どもの頃から学ぶことは重要で、健康に関する正しい知識を身につけるためにも、学校などでの健康教育を充実させることが必要です。

●鳥取県における自殺者数の推移

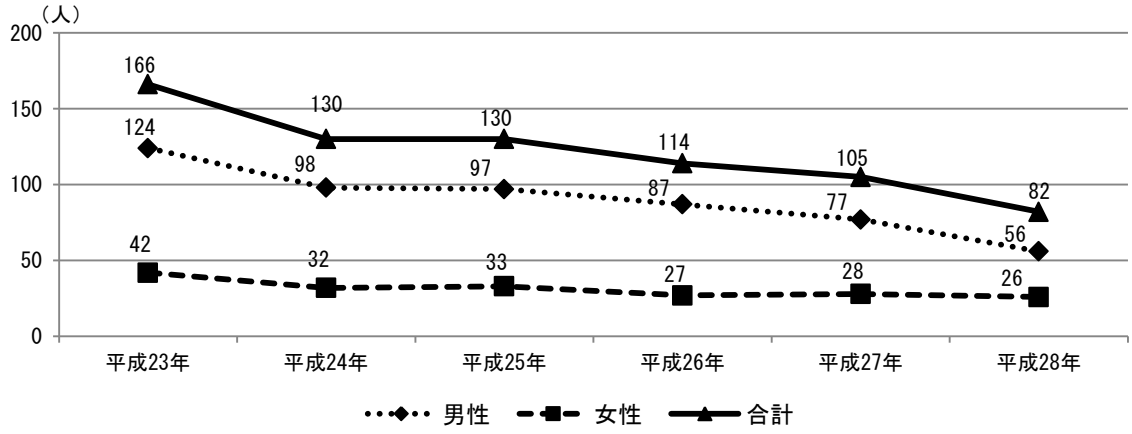

〔厚生労働省の自殺統計より〕

基本施策１５　健康の保持増進に関する支援

男女がそれぞれ主体的に、生涯を通じて心身の健康の維持や増進、管理ができるように、健康に関する学習機会の提供や啓発、情報提供などを行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
健康に関する各種講座、公民館大学等社会教育講座、生活習慣病予防講座、健康づくり教室などを開催し、健康に関する啓発に努めます。	男女共同参画推進課 生涯学習課 健康対策課 人権政策課
メンタルヘルス研修を開催します。また関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 職員課 人権政策課
自死予防研修を開催するなど、こころの健康に関する啓発を行います。	健康対策課
健康保持、体力増進のための各種スポーツ教室・講習会やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興に努めます。	体育課

基本施策１６　妊娠・出産に関わる健康支援

女性の妊娠や出産に対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てていけるように支援していく取組の充実に努めます。また、妊娠・出産などに関わる健康保持や自己決定意識についての学習機会の提供に努めます。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
各種妊娠健康診査に助成を行い、検診率向上に努めます。	健康対策課
マタニティスクールを開催し、妊婦とその家族に対して妊娠・育児指導を行います。	健康対策課
女性特有のがんである乳がん、子宮がん検診の重要性を啓発し、休日セットがん検診等により受診率向上を図ります。	健康対策課
不妊治療に要した経費の一部を助成します。	健康対策課
成人式において、新成人に子宮がんや性感染症等の予防啓発チラシを配布します。	健康対策課

妊娠・出産に関する女性の健康支援について考える各種講座を開催するとともに、関係機関が主催する研修会等に参加します。また、妊娠・出産、性などに関する体と健康については、本人に選択・決定する権利があることについて啓発を行います。	男女共同参画推進課 生涯学習課

基本施策１７　学校教育における健康学習

子どもたちが、命や体を大切にすることや、性に対する正しい知識や理解を持つことができるような学習や相談体制の充実に努めます。また学校給食を通して食育の推進を図ります。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
学校において、命と体を大切にする観点での健康教育（性教育を含む）の充実を図ります。またそれらの教育活動を公開することにより、健康や性教育に関する市民の関心を高めると同時に、よりよい教育体制をつくります。	学校教育課
子どもたちが学校で、生活習慣病、性感染症等の病気予防や薬物乱用防止に関する理解を深める学習や取組を行います。	学校教育課
心の教室相談員、スクールカウンセラー等を活用し、子どもたちの心の健康についての相談体制の充実を図ります。	学校教育課
栄養教諭・学校栄養職員が給食時間や授業時間に出向き、子どもたちに学校給食を通した食に関する指導を行います。また、保護者に対しては、試食会での講話等を通して食育についての啓発を行います。	学校給食課

基本テーマⅢ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標１　家庭における男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識は、それぞれの人が自分らしく生きること、また女性が社会進出していくことを妨げることがあります。家庭生活においては、家族一人ひとりが家事・育児・介護といった家庭の責任を共に担うことが大切です。

「意識調査」の結果によると、家事や育児、介護といった家庭での役割はいずれも「主として女性」が担っているという傾向があります。育児については他の家庭での役割と比べると「男女が同じくらい」しているという割合が大きくなっていますが、一方で育児休業制度の利用の有無について、子どものいる 20～40 歳代の男女で育児休業制度を利用した人の割合は男性が 7.5%、女性が 44.2%で、男性は女性ほど育児休業制度を利用しておらず、利用しなかった理由として「配偶者が保育をしてくれた」というのが最も多くなっています。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに多様な生き方を尊重し合い、協力して家庭生活を維持していくことができるよう、男女共同参画の意識を高めるための環境づくりが必要です。

また、ライフスタイルの変化に伴って、保育サービスや子育て支援のニーズはますます多様化していますが、男女誰もが、働きながら安心して子どもを産み育てていけるよう、子育て家庭の負担軽減も図りながら、行政のみならず、地域や社会全体で子育てを支えていけるような体制づくりが必要です。

●家庭での役割分担

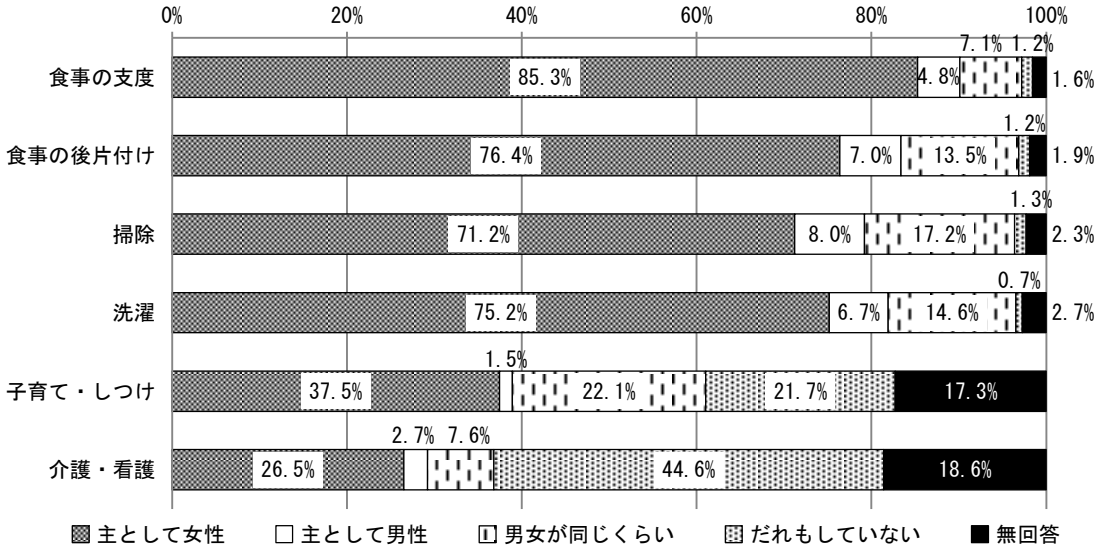

●子どものいる 20～40 歳代の男女の育児休業制度の利用の有無

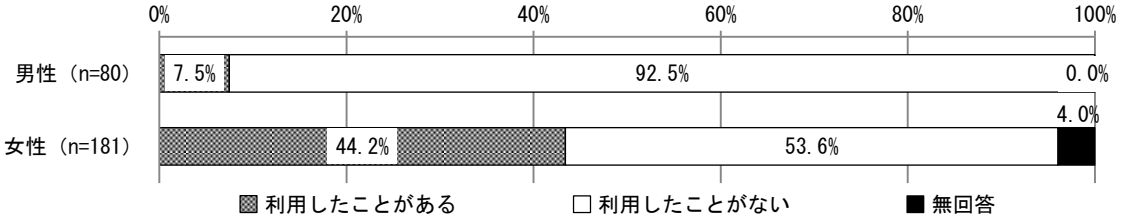

●子どものいる 20～40 歳代の男女が育児休業制度を利用しなかった理由

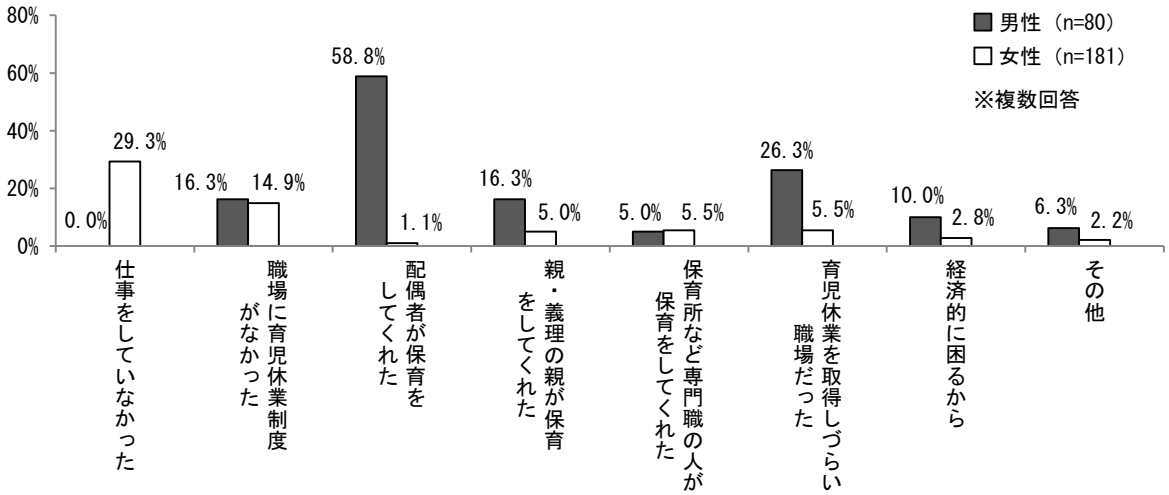

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策１８　家事・育児への男性の参画推進

男性が積極的に、家事や育児を担うことができるように学習機会を提供するとともに、男女が協力して、家庭生活における責任を果たすことができるように啓発を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
公民館等で、男性が参加できる「男の料理教室」、「親子料理教室」などを開催します。	生涯学習課
マタニティースクールに男性の参加を促し、父親にもおむつ交換や沐浴等の育児体験をしてもらう機会を作ります。	健康対策課
母親だけでなく、父親も子どもの誕生や育ちに関心をもつことができるよう、妊娠届出時には母子健康手帳と併せて、父親用の記録帳（おとうさんのメモリーノート）も作成、交付します。	健康対策課
男性の家事・育児参画に関する講座等を開催します。また、関係機関が主催する研修会等への参加促進、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課

基本施策１９　子育て支援、保育サービスの充実

未来を担う子どもたちがすくすくと健やかに、個性豊かに育っていけるように、市や保護者、地域、事業者、関係団体等が連携して、子育てに関する相談や各種保育サービスをはじめとする様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
各種子育て教室や乳幼児相談を開催し、乳幼児の保健指導、育児相談を行います。	健康対策課
乳幼児のいる家庭に保健師等が家庭訪問し、赤ちゃんの健康状態の確認や育児相談を受けます。	健康対策課
乳幼児のいる家庭を対象に子育て・親育ち講座を開催します。	生涯学習課
地域子育て支援センターを運営し、子育て相談、講習会、情報交換等を行います。また子育てサークルの活動を支援します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、地域で育児を助け合う体制をつくります。	こども未来課
保育所等での延長保育、休日保育等の拡充に努めます。	こども未来課

全小学校でなかよし学級を運営し、利用者の意見や要望に応えるため、民間施設も含めた、設備や体制等環境の整備に努めます。	こども未来課

基本テーマⅢ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標２　職場における男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中、経済分野における女性の活躍への期待は大きくなっています。それと同時に、一人ひとりがやりがいや充実感をもって働きながら、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方ができるよう、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス※を実現していくことが求められています。

「意識調査」において、職場の現状について尋ねた結果からは、「有給休暇の制度が不備である」とか、「育児・介護休業制度の取得が難しい」といった回答が２割から３割を占めていたり、「待遇に男女差がある」、「管理職は男性が多い」といった回答も多く見られることから、働く男女のために改善の余地がまだまだあることがうかがえました。

誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できる社会を実現するためには、従来の男性中心の働き方や長時間労働等の見直しなど、社会全体での意識改革を促すなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進することが必要です。

また、育児・介護休業等の制度は整ってきたものの、十分な制度の利用は増加していない状況があることから、安心してそれらの制度を利用でき、柔軟に対応できる職場の環境づくりが求められます。

さらに、農林水産業や商業等、自営業における女性の参画、地位向上に関する問題や、結婚・出産等で離職した女性の再就職や起業など、働く女性に関する問題はまだ多く存在していることから、女性が個性と能力を十分に生かして、いきいきと活躍できるような社会の実現が望まれます。

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

●職場の現状

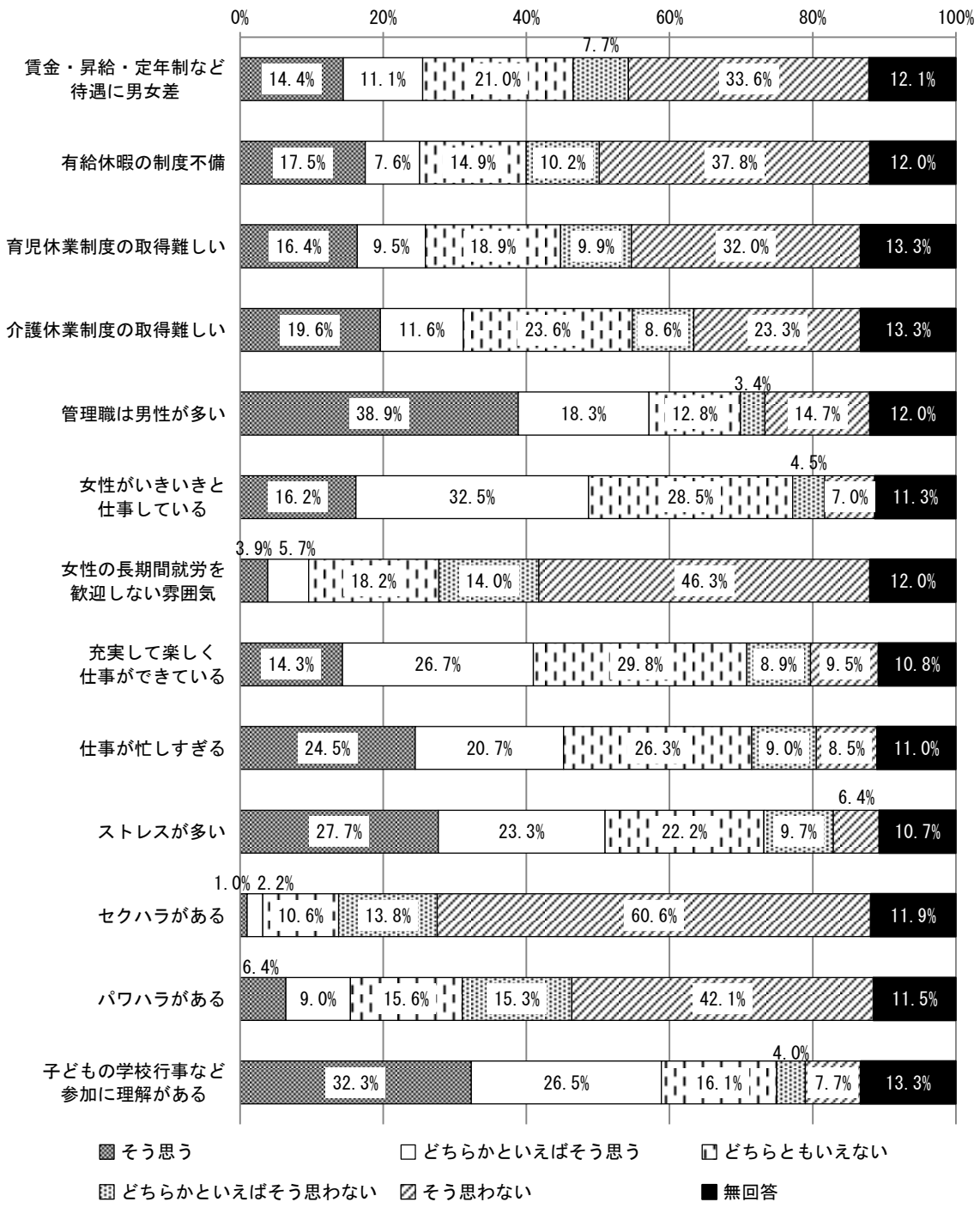

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策２０　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事・家庭生活・自分自身のための活動のバランスを図ることにより、多様な生き方を選択し、それを実現することができるように意識の醸成や環境づくりを推進します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス※に関する講座等を開催します。また、関係機関が開催する研修会等への参加や情報提供等を行います。	男女共同参画推進課 人権政策課
市内の企業・事業所、また市役所内において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を図ります。	人権政策課 男女共同参画推進課 職員課
鳥取労働局やその他関係機関と連携し、労働に関する相談会等の周知、情報提供等を行います。	商工課 男女共同参画推進課

基本施策２１　男性の育児休業取得促進

男性が積極的に子育てに関われるよう、子育てに対する責任と参画への必要性についての理解を促進し、意識を高めていくための学習機会の提供や啓発を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
育児・介護休業法や育児休業取得促進に関するリーフレット等の設置や情報提供等を行います。	商工課 男女共同参画推進課
男性の育児休業取得に関する各種助成制度（国・県事業）の周知・啓発を行います。	商工課 男女共同参画推進課
育児休業を取得した男性を講師とした講座等の開催や関係機関が主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	男女共同参画推進課
市男性職員の育児休業取得率の向上を目指し、対象職員および所属長に対し働きかけを行うとともに、庁内育児啓発紙の発行等により啓発を行います。	職員課

※ワーク・ライフ・バランス：32ページ参照

基本施策２２　女性の経営参画推進及び起業・再就職支援

農業や商業などの自営業における女性の経営への参画を推進します。また、女性が自分の能力やキャリアを活かして活躍できるように、起業や再就職に対する学習機会の提供などの支援を行います。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
農家の家族経営協定※に関する情報提供を行い、県や関係機関と連携して、締結の促進を図ります。	農林課
農産物等の加工・直売活動をしている女性グループ等に対して活動支援を行います。	農林課
商業等の自営業者にも男女共同参画の推進について、チラシによる啓発、情報提供等を行います。	商工課
講座等を開催するなどにより、女性の起業や再就職を支援します。	男女共同参画推進課
女性の起業、再就職、職業訓練、人材育成等に関するチラシの設置、情報提供等を行います。	商工課 男女共同参画推進課

※家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

基本テーマⅢ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標３　地域における男女共同参画の推進

〔現状と課題〕

現在、地域においては、少子高齢化、人口減少の進行、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など課題も多様化しています。また、地域活動では、意思決定などの指導的な立場では男性が占めていることが多い現状があります。

「意識調査」においても、地域の現状について、「男女が協力し合って活動している」という回答が半数を占めていたものの、男女の役割分担は古い慣習やしきたりにとらわれていたり、会長などのリーダーは男性が多いなどという回答も多く、地域社会においては、依然として「男性主導」など性別にとらわれた役割分担から抜け出せていないことが問題となっていることがうかがえます。

こうした状況の中で、日常的に関わりを持つ人々がいるという点で、市民にとって最も重要な暮らしの場である地域社会を、誰もが住みやすいまちとしていくためには、男女が積極的に地域活動に関わり、多様な視点で意見を出し合って、自分たちの手でよりよい地域社会をつくっていくことが重要です。それとともに、それぞれの立場で、様々な形で地域活動に参画できる環境づくりをする必要があります。そうした活動のために、地域社会において性別による固定的な役割分担意識や慣行が存在しているならば、それを見直し改善していくことが求められます。

また、防災分野においては、災害対応、避難所運営等において女性のニーズが反映されにくいことなどが明らかとなり、男女共同参画の視点を取り入れることの必要性、重要性がますます認識されるようになっています。様々な防災の取組について、施策等に女性の参画を促進するとともに、子どもや高齢者、障がいのある人など幅広い視点を反映する体制づくりをしていくことが必要です。

●地域の現状

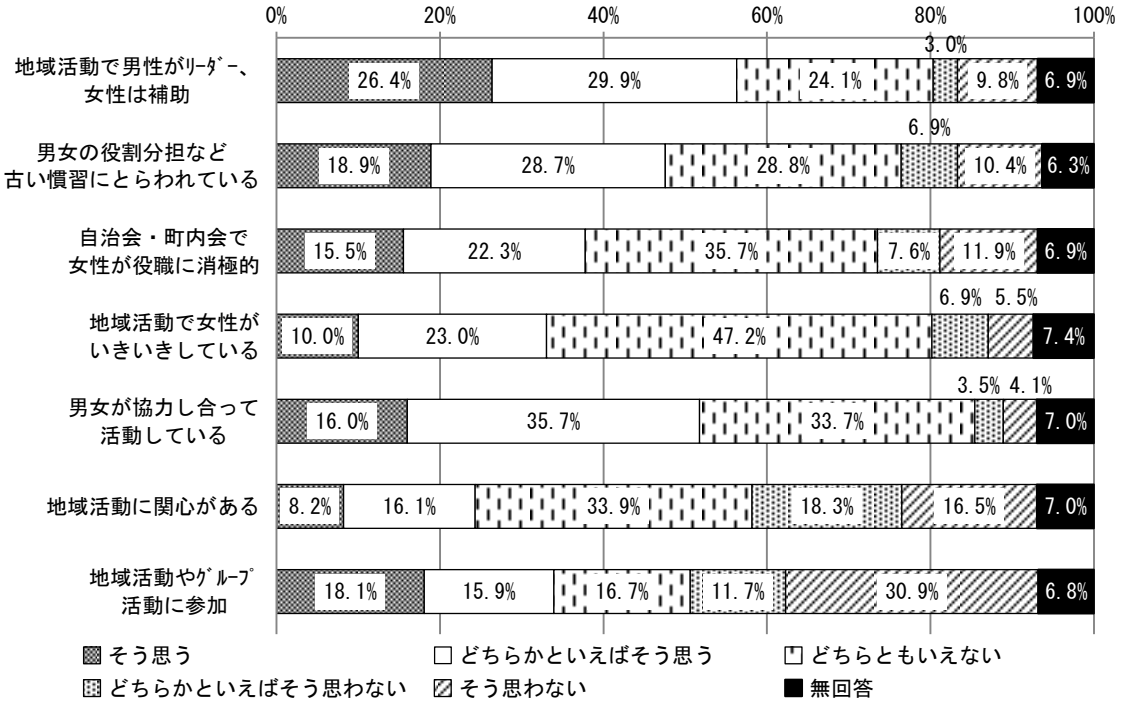

〔平成 28 年度米子市男女共同参画に関する市民意識調査〕

基本施策２３　地域活動・まちづくり等における参画

地域活動の場において、多くの人が協働し、様々な視点や意見を反映させることができるよう、性別による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが地域社会の担い手となる意識を醸成します。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
米子市自治連合会と連携・協力し、地域のまちづくりの推進に取り組むとともに、自治会加入率を高めるための啓発を行います。	市民自治推進課
地域の多くの人が様々なまちづくり活動に積極的に取り組めるように、まちづくりに取り組むための活動経費の一部を助成します。	市民自治推進課
環境問題など社会問題の解決に向けた地域活動に、男女が参加・協力して、環境問題に関する啓発、情報発信を行います。	環境政策課 環境事業課
子どもたちが、地域社会や環境問題などについて学ぶ学習活動の場を提供します。	環境政策課

基本施策２４　防災・復興分野における参画

地域防災計画や防災に関する施策等に、女性をはじめ様々な人々の意見などが反映されるよう、防災会議や防災組織等への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

（具体的な取組）

取組内容	担当課
米子市地域防災計画、避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を盛り込みます。	防災安全課
地区の自主防災組織を育成・支援し、女性の積極的な参画を促進します。	防災安全課
消防団への女性の参加を促進し、その活動を支援します。	防災安全課
女性、乳幼児、高齢者等様々な視点での必要な物資を備蓄します。	防災安全課
防災分野への女性の参画の必要性を広く啓発するとともに、関係機関が主催する研修会等への参加、情報提供等を行います。	防災安全課 男女共同参画推進課

第３次米子市男女共同参画推進計画に係る参考指標一覧

指　標	計画策定時 （平成28年度）	目　標 （平成34年度）	データの出典元
基本テーマⅠ　男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり			
社会的慣習・しきたりは「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく、「どちらともいえない」と思う人の割合	26.9%	50.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
米子市男女共同参画センター“かぷりあ”を知っている人の割合	29.1%	50.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
国際理解講座等への参加者数	3,401人	3,610人 （平成32年度）	米子市総合計画
学校教育の場は「男性優遇」でも「女性優遇」でもなく、「どちらともいえない」と思う人の割合	73.3%	80.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
米子市女性人材バンクの登録者数	46人	50人	男女共同参画推進課
審議会等委員に占める女性の割合	30.1%	40.0%	米子市男女共同参画推進条例
基本テーマⅡ　誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり			
介護支援ボランティア登録者数	89人	110人 （平成32年度）	米子市総合計画
認知症サポーター養成講座の受講者数	14,637人	22,900人 （平成32年度）	米子市総合計画
DVに対してどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	男性 45.3% 女性 31.6%	男性 30.0% 女性 20.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
たとえ夫婦であっても手をあげることは許されないと思う人の割合	男性 64.2% 女性 76.2%	男女とも 80.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
特定健康診査の受診率	28.8%	60.0% （平成32年度）	米子市総合計画
乳がん検診の受診率	32.2%	50.0% （平成32年度）	米子市総合計画
基本テーマⅢ　あらゆる分野における男女共同参画の推進			
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという考えに否定的な人の割合	男性 40.5% 女性 46.6%	男女とも 60.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
家庭内での役割分担について満足している人の割合	男性 67.9% 女性 49.9%	男女とも 70.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
認定こども園・保育所などの受入れ人数	2,168人	2,233人 （平成32年度）	米子市総合計画
ワーク・ライフ・バランスについて知っている人の割合	62.0%	80.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
地域活動やグループ活動（自治会、PTA、趣味の教室等）に参加している人の割合	34.0%	60.0%	男女共同参画に関する市民意識調査
自主防災組織の結成率	57.0%	64.0% （平成32年度）	米子市総合計画

※この指標一覧は、計画の進捗状況や成果などを評価する上で、参考とする関連項目として示しているものです。